

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

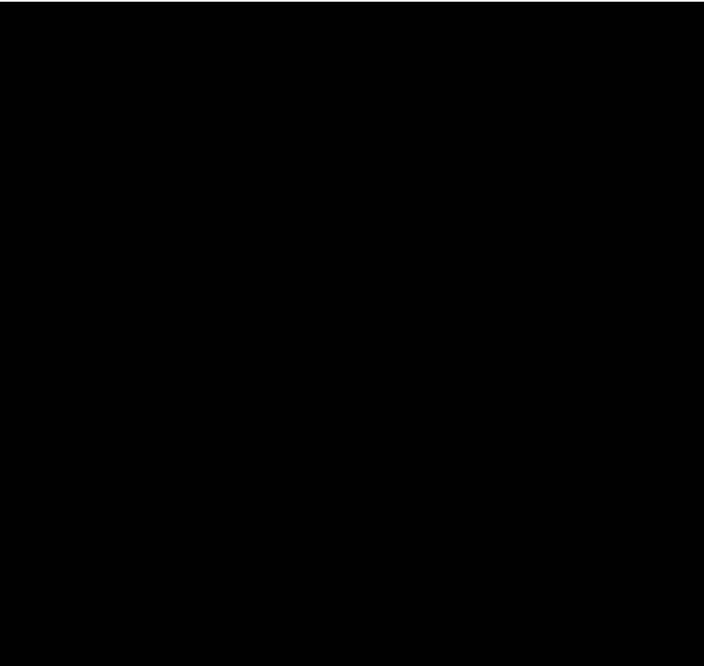
年度回数

1

回/次

回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したることにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人福岡デザインアクション

団体代表者 役職・氏名

代表理事・金子 眞三

分類

過去申請団体

法人番号

1290005014024

団体コード

申請団体の住所

福岡県福岡市中央区舞鶴3-1-30 祐徳ビル2号館3F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、測定の実行等が行われることとなっても、異議は 切申しやしません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報		任意		
申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	つながり再生プロジェクト～孤立ゼロの九州・山口へ～		
	事業名（副）	九州・山口地域における社会的孤立解消に向けた包括的支援システムの構築		
	団体名	一般社団法人福岡デザインアクション	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		②ソーシャルビジネス形成支援事業		
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	○ ④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_3.すべての人に健康と福祉を	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	社会的孤立は精神疾患リスクを2-3倍増加させ、WHO研究では喫煙と同程度の健康リスクとされています。本事業の訪問型支援は、早期発見・早期介入により精神的健康の悪化を防ぐ予防的アプローチを採用し、理美容サービスによる自己肯定感向上、心理ケアによる精神的安定、医療・福祉サービスへの接続支援を通じて、精神保健及び福祉の促進に直接的に寄与する。
_1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	社会的孤立と経済的困窮は相互に影響し合う負のスパイラルを形成します。本事業では、生活支援活動を通じて社会保障制度への情報提供・申請支援、就労支援や家計相談への接続により、脆弱層が基礎的サービスや経済的資源にアクセスできるよう支援する。
_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	本事業は、中山間地域・離島部での地理的格差、高齢者・障害者・ヤングケアラーなど多様な属性による社会的排除に対し、偏見なく包括的支援を提供することで、社会全体の包摂性向上に貢献する。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	行政・医療機関・企業・NPO・住民等の多様なセクターによるコレクティブインパクトアプローチは、マルチステークホルダーパートナーシップの実践的モデルとして、SDGs達成に向けた協働の推進に寄与します。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	171/200字
福岡・九州地域のデザイン界の活性化と、地域に根ざした文化・歴史を国内外に広めることを目的としている。九州の伝統工芸や地域資源を新しいデザインやマーケティング手法で支援し、国際的な競争力のあるデザイン産業の育成を目指す。また、地域のクリエイターや企業と連携し、デザインの力で地域の課題解決や価値創出に貢献し、持続可能な地域社会の形成を促進する。	
(2)団体の概要・活動・業務	177/200字
当団体福岡デザインアクションは、九州の建築家やデザイナーなど多分野のクリエイターで構成される組織です。デザイナーアーカイブ編纂、地域クリエイター情報発信、デザイン教育推進を行い、教育機関と連携したワークショップで次世代育成にも取り組んでいます。また、地域企業・職人と協働し、伝統産品に現代デザインを融合させ、国内外での認知度向上と販売促進を支援しています。	

II.事業概要

					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025年10月1日	(終了)	2029年3月31日	対象地域	九州7県（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）および山口県全域	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	年齢層別分類 中高年層（40-64歳）：8050問題当事者、長期ひきこもり状態 若年層（15-39歳）：就学・就労離脱、職場適応困難 高齢者（65歳以上）：配偶者死別、身体機能低下による孤立 地理的分類 中山間地域・離島部：交通不便による物理的孤立 都市部：匿名性による「見えにくい孤立」 複合的課題 精神的健康問題、経済的困窮、身体的健康問題、社会的スキル低下等を抱える層					(人数)	実人数　：約300名（採択予定3団体×年間30-40名×3年間） 延べ人数：約1,500名以上 (左記の分類はいずれも重複するため、個々の層別人数の算出はしない)	
最終受益者	第一次受益者:訪問支援を直接受ける孤立状態の当事者とその家族 第二次受益者:当事者の社会復帰により影響を受ける家族メンバー、地域活動参加により関わりを持つ地域住民、支援により負担軽減を図る介護者・家族 第三次受益者:支援モデル普及により将来的に恩恵を受ける潜在的孤立者、地域全体の見守り体制強化により安心感を得る住民、支援ノウハウ蓄積により専門性向上を図る支援者					(人数)	第一次受益者：約300名 第二次受益者：約1,200名 第三次受益者：推定5,000名以上	
事業概要	本事業は、九州・山口地域における社会的孤立状態にある人々へのアウトリーチ（訪問支援）サービスを体系的に構築・展開し、持続可能なソーシャルビジネスモデルとして確立・普及することを目的とする。同地域では推計15万人以上が社会的孤立状態にあり、少子高齢化と相まって8050問題の深刻化も懸念されている。特に、中山間地域や離島部では地理的要因により孤立が長期化・重度化する傾向が顕著で、障害者、生活困窮者など多様な層への支援が急務となっている。 本事業では、訪問理美容サービスを入口とした信頼関係構築から始まり、生活支援・心理ケア・就労支援を組み合わせた包括的訪問支援モデルを構築する。個々のニーズに応じたオーダーメイド型支援計画を策定し、生活再建から段階的な社会参加まで一貫してサポートする。 実施体制として、公募により地域実行団体3団体を選定・助成し、専門的伴走支援、定期研修、地域横断ネットワーク構築等を通じて継続的に支援する。行政・医療機関・企業・地域住民との協働により、地域ぐるみで孤立者を支える包括的連携体制を構築する。 3年間で延べ1,500件以上の訪問支援を実施し、支援対象者の30%以上が社会参加を再開し、孤独感評価尺度の5点以上改善を目標とする。							

533/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	978/1000字
日本では現在、社会的に孤立し自宅にひきこもっている人が約146万人（15～64歳人口の約2%、内閣府推計）に上り、孤独・孤立の問題は全年代に広がる深刻な社会課題となっている。特に、中高年層で長期化・深刻化したひきこもり（いわゆる8050問題）の事例が増加しており、80代の親が50代の子を支える状況で、親世代が高齢化や疾病により当事者を支えられなくなり、親子共倒れに至るケースも各地で頻発している。また、障害者の社会参加を阻む制度的・物理的障壁など、多様な背景を持つ新たな層へも孤立が拡大しつつある。 加えて、新型コロナウイルス禍で人との接触機会が激減した影響は深刻で、厚生労働省調査によればコロナ禍以降、精神的不調を訴える人が大幅に増加し、デジタル格差による「見えにくい孤立」も生じている。地域コミュニティ活動の停滞により、従来の見守り機能が低下し、孤独・孤立対策の抜本的強化が国としても喫緊の重要課題となっている。 孤立の長期化は精神的・身体的健康状態の悪化を招き、医療費や介護費の増大といった社会的コストも深刻化している。社会保障制度の縦割り構造により、複合的課題を抱える人々への包括的支援が困難な状況も課題となっている。 九州・山口地域では現在、ひきこもり等の社会的孤立状態にある人が推計15万人以上（地域人口の約1%強）存在している。広大な面積と中山間地域の多さ、公共交通網の脆弱性といった地理的特性により、孤立がより深刻化しやすい環境にある。特に高齢化率が40%を超える地域も多く、支援者自体の高齢化や専門人材不足が深刻化している。相談支援件数は年々増加しているものの、これは表面化したニーズに過ぎず、多くの孤立者は自己肯定感の低下や他者への不信任により、自ら助けを求めることが困難な状況にある。 支援を必要とする当事者が自ら相談窓口に来所するのを待つ従来型の受動的支援には明確な限界があり、積極的に家庭等に赴き信頼関係を構築しながら適切な支援につなげるアウトリーチ型の支援体制拡充が急務である。対象地域の社会課題の深刻性と妥当性は各種統計データでも明確に裏付けられており、身体的・精神的健康問題、経済的困難、家族関係の課題など複合的な問題を抱える申請事業対象グループへの包括的かつ継続的な支援アプローチが強く求められている状況にある。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	167/200字
九州・山口各県には「ひきこもり地域支援センター」や「自殺対策地域ネットワーク」等が設置され、行政主体の相談支援体制が段階的に整備されつつある。一部自治体ではアウトリーチ支援チームの試行的導入も開始されているが、専門人材の慢性的不足や地域偏在、縦割り行政による支援の包括性欠如、継続性の課題などが深刻で、抜本的改善が必要な状況である。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	185/200字
当団体は、九州地域で伝統工芸のデザインプロジェクトを実施し、地域資源の価値向上に貢献してきた。例えば、有田焼と漆器の技術を融合した新商品の開発や、久留米絨を活用したファッションブランドの立ち上げに成功している。しかし、社会的孤立者への直接的な支援事業は新たな取組みであり、これまでの地域連携の経験とデザイン分野での専門知見を活かし、包括的な支援モデルの構築に挑戦する。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	183/200字
従来の公的支援制度では対応困難な複合的課題を抱える孤立者への包括的アウトリーチ支援モデルを構築し、持続可能なソーシャルビジネスとして地域に定着・展開するには、長期的・集中的な資金投入と専門的伴走支援が不可欠である。休眠預金の戦略的活用により革新的手法の開発と実証を行い、地域に根ざした自律的支援体制の構築を目指す社会的意義は極めて大きく、その波及効果も期待される。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了後5年で九州・山口地域において訪問型孤立解消支援モデルが広く展開され、孤立状態だった人々が社会とのつながりを回復し、誰も孤立しない共生社会の実現に寄与している。行政委託化・SIB・市場型サービス化等により実行団体が自走し、地域で新たに孤立状態に陥る人の数が着実に減少する持続可能な支援インフラが定着している。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体/100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
孤立状態の当事者90名以上が社会参加を再開し（30%）、HQ-25孤独感スコア5点以上改善する。		社会参加再開者数、HQ-25スコア、「外出への恐怖から挑戦への変化」体験談		社会参加率0%、高孤独感状態、「引きこもり状態での絶望感・人との関わりへの恐怖」			90名以上参加、5点以上改善、「自発的地域活動参加・生きがいの発見」
新規孤立者300名以上を発掘し、訪問支援1,500件以上を実施して支援アクセスが向上する。		新規発掘者数、訪問支援実施件数、「支援拒否から受容への変化」プロセス		新規発掘者0名、訪問支援0件、「支援への警戒心・関わりの拒否」			300名以上発掘、1,500件以上実施、「自発的な相談行動・他者への支援推奨」
家族関係100件以上が改善し、地域活動参加者30名以上により地域とのつながりが回復する。		家族関係改善報告数、地域活動参加者数、「家族内コミュニケーション復活」事例		家族関係の緊張状態、「会話の減少・相互理解の欠如」			100件以上改善、30名以上参加、「家族での外出増加・地域イベントへの自然な参加」
包括的訪問支援により利用者満足度NPS50以上、支援継続率85%以上を達成する。		利用者満足度（NPS）、支援継続率、「安心感の表明・支援者との信頼関係深化」		サービス未提供状態、「支援への期待と不安」			NPS50以上、継続率85%以上、「他者への推奨行動・人生観の前向きな変化」
DX活用により早期発見ケース30件を達成し、重篤化予防による支援効率化を実現する		早期発見ケース数、DXシステム稼働状況、「業務効率化の実感・予防的支援の手応え」		DXシステム未導入、「アナログ業務の負担感」			包括システム稼働、早期発見30件、「重篤化予防の成果実感・技術と人間性の調和」
専門スタッフ全員が研修受講し、上級認定者10名により支援技術が向上する。		研修受講率、上級認定者数、「専門職としてのアイデンティティ確立」		専門研修未受講、「支援技術への不安・個人的経験依存」			継続体制確立、上級認定10名、「後進指導への意欲・支援哲学の確立」

(2)-2 短期アウトカム（非資金の支援）※資金分配[100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体の自己資金率20%以上達成、具体的事業継続計画策定により組織基盤が強化される。		自己資金率、事業継続計画策定状況、「助成金依存からの脱却意識・自立への確信」		自己資金率0%、継続計画未策定、「助成金依存への不安・将来展望の不明確さ」			自己資金率20%以上、具体的計画完成、「持続可能性への確信・専門組織アイデンティティ確立」
協働機関50機関以上の地域支援ネットワーク構築により包括的支援体制が確立される。		協働機関数、ネットワーク会議参加機関数、「機関間連携の質的深化・協働文化醸成」		個別機関対応、「縦割り支援・情報共有の困難」			協働機関50機関以上、「包括的支援の実現・地域ぐるみの見守り体制確立」
包括的ガイドライン完成、研修体系確立により支援モデルの標準化と普及基盤が整備される。		ガイドライン策定状況、研修体系構築状況、「他地域からの関心・問い合わせ増加」		支援手順未標準化、「属人的な支援・ノウハウの散在」			包括的ガイドライン完成、研修体系確立、「全国モデルとしての認知・政策提言への反響」

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
実行団体公募・選定・助成契約締結。九州・山口地域で孤立者支援に実績のある3団体を選定し、各団体25,500千円（3年間）の助成契約を締結する。	2025年Q4（10-12月）	71/200字
包括的訪問支援サービス実施。理美容サービス、生活支援、心理ケアを組み合わせた訪問支援を各実行団体が展開し、孤立者の身だしなみケア、買い物支援、傾聴等を提供する。	2026年Q2開始、事業期間中継続	80/200字
孤立者発掘・アウトリーチ活動実施。従来の待ちの支援では届かない孤立者を積極的に発掘し、家庭等に赴くアウトリーチ型支援により新規300名の支援対象者にアクセスする。	2026年Q2開始、事業期間中継続	82/200字
継続的見守り・安全確認活動実施。支援対象者の状況変化を定期的に把握し、緊急時対応や生活課題への早期介入により、孤立の深刻化を防止する。	2026年Q2開始、事業期間中継続	68/200字
家族支援・相談対応活動実施。孤立者の家族に対する心理的支援、情報提供、社会資源紹介を行い、家族関係の改善と支援環境の整備を図る。	2026年Q2開始、事業期間中継続	64/200字
社会参加促進・就労支援活動実施。当事者の状況に応じた段階的な社会参加プログラムを提供し、就学・就労・ボランティア活動等への復帰を支援する。	2026年Q3開始、事業期間中継続	70/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
PO配置・伴走支援体制運営。プログラム・オフィサー3名を配置し、各実行団体への定期訪問、進捗管理、経営相談等の伴走支援を常勤体制で実施する。	2025年Q4開始、事業期間中継続	71/200字
実行団体への定期訪問・モニタリング実施。月1回以上の対面形式（WEB会議含む）による進捗状況把握、課題解決支援、KPI達成状況の四半期レビューを行う。	2026年Q1開始、事業期間中継続	76/200字
経営相談・財務支援・資金調達支援実施。事業計画ブラッシュアップ、収支計画策定、自主財源確保スキル醸成、クラウドファンディング活用指導等を提供する。	2026年Q1開始、事業期間中継続	74/200字
合同研修・スキルアップ研修企画・実施。実行団体スタッフの専門性向上、事例共有、相互学習促進のための研修プログラムを年2回開催する。	2026年Q2、Q4、2027年Q2、Q4	66/200字
評価委員会設置・外部評価実施。外部有識者2名、当事者・家族代表1名による評価委員会を設置し、中間・最終評価による客観的な成果検証を行う。	2026年Q1設置、年次評価実施	69/200字
地域支援ネットワーク構築・多機関連携促進。県・市町村、医療機関、地域包括支援センター、民生委員等との連携会議設置により包括的支援体制を強化する。	2025年Q4開始、事業期間中継続	73/200字
DX共通基盤開発・運用。予約・記録システム、遠隔面談システム、データ分析システム等を当団体が一括開発・運用し、実行団体に無償提供する。	2025年Q4開発、2026年Q2運用開始	68/200字
広報・情報発信・成果共有活動実施。マスメディア、SNS、地域フォーラム等を通じた成果発信、当事者の声を中心とした情報発信により社会的理解を促進する。	2026年Q1開始、事業期間中継続	75/200字
政策提言・制度化働きかけ実施。事業成果のエビデンス化、自治体への政策提案、制度化に向けた協議により、支援モデルの恒常化を目指す。	2027年Q1開始、事業期間中継続	65/200字
全国ネットワーク構築・他地域展開準備。成果報告書・ガイドライン作成、全国フォーラム開催、他地域NPO・自治体向け研修実施により普及促進を図る。	2027年Q3開始、事業期間中継続	72/200字
出口戦略検討・持続可能性確保活動実施。各実行団体の事業継続計画策定支援、行政委託・SIB・市場型サービス化の具体的シナリオ構築を行う。	2026年Q1開始、事業期間中継続	68/200字
ガバナンス・コンプライアンス体制運営。理事会監督、評価委員会設置、第三者監査実施、内部通報制度整備により透明性・説明責任を確保する。	2025年Q4開始、事業期間中継続	67/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	マスメディアやSNS、ウェブサイト等を戦略的に駆使して本事業の成果や当事者の具体的変化を積極的に発信し、社会の関心と共感を継続的に喚起する。地域フォーラムやシンポジウムを定期開催して行政・企業・市民に本事業の意義を効果的に訴求し、協働者や支援者を拡大する。企業CSR担当者や個人寄付者にも戦略的に働きかけ、協賛や寄付を獲得して事業継続性を高める多角的取組を展開する。	184/200字
連携・対話戦略	県・市町村の関係部署と定期的に連絡会議を設置し、事業の進捗共有や支援対象者に関する詳細な情報連携を継続的に図る。医療機関や地域包括支援センターとも月次ケース会議を開催し、専門的助言を得ながら協働で効果的支援方策を検討する。民生委員や社会福祉協議会など地域の見守りネットワークとも密接な対話を重ね、孤立者の早期発見・迅速支援につなげる包括的体制を構築する。	178/200字

VI.出口戦略・持続可能性について
 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	助成終了後の事業継続を見据え、事業開始当初から実行団体と共に具体的な中期事業継続計画を詳細に策定する。利用者からの利用料収入や公費・民間資金を戦略的に組み合わせた多層的収益モデル（ソーシャルビジネス化）を確立し、助成期間終了後も訪問支援サービスが自走できるよう段階的準備を進める。自治体には本モデルの有効性をエビデンスとともに継続的に訴え、事業期間中から委託事業化に向けた具体的協議を開始する。企業CSR寄付や共同募金などからの協賛・寄付獲得にも積極的に努め、経済的困窮者も支援を受け続けられるよう減免措置を講じつつサービス提供を継続できる持続可能な体制を構築する。事業終了後は当団体が継続的に各実行団体をネットワークし、ノウハウ共有や共同研修の場を定期的に設けることで地域横断的な支援モデルの発展・普及を図る。	357/400字
実行団体	各実行団体に対して助成期間中に事業計画のブラッシュアップや詳細な収支計画の策定支援を集中的に行い、自主財源確保の具体的スキルを段階的に醸成する。サービス対価や料金設定に関する専門的助言、クラウドファンディングの効果的活用指導、寄付募集ツールの提供、地域企業・団体とのマッチング支援など多様な資金調達手法の導入を体系的に支援する。各実行団体が地元自治体との委託契約や協働の可能性を探れるよう具体的助言・橋渡しを行い、公的資金の戦略的活用も積極的に後押しする。助成終了時までに各団体が翌年度以降の具体的な資金計画を策定していることを必達目標とする。助成最終年度には各実行団体が事業コストの20%以上を自己収入で安定的に賄える状態を目指し、必要に応じ追加資金源を紹介・仲介するとともに、持続可能な料金体系の構築についても専門的助言を提供する。	369/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	780/800字
当団体は九州地域におけるデザイン分野での中間支援機能を担い、地域産業と文化の発展に寄与する事業を展開してきた。主要な実績として、観光庁の「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」において、福岡県筑紫野市での事業者連携型事業を実施した。この事業では、西日本シティ銀行、西日本鉄道株式会社、有限会社つくしの交通、筑紫野市観光協会との連携により、大宰府政庁をデジタル映像で体験する革新的な観光コンテンツを開発し、地域の歴史文化資源の新たな活用モデルを創出した。 また、経済産業省の中小企業生産性革命推進事業では「デザイン経営による九州の食を中心とした地場産業革命」事業を実施し、九州地場事業者に対して実験的な場を提供することで、デザイン思考を活用した商品開発と販路開拓を支援した。この事業により、地域の食関連事業者の競争力向上と新市場開拓に貢献している。 さらに、「伝統産業の担い手づくりを通して九州の島しょ地域の活性化を実現する事業」では、伝統工芸の技術・ノウハウのデジタルアーカイブ整備を推進し、誰でもいつでもどこからでもその情報にアクセスできる環境を構築することで、担い手育成と技術継承の支援を行った。 これらの事業を通じて、当団体は行政機関、民間企業、教育機関、地域団体など多様なステークホルダーとの協働体制構築において豊富な経験を蓄積している。特に、地域課題の解決においてデザイン思考とクリエイティブな手法を活用し、従来にない発想での価値創造を実現してきた実績がある。また、九州各県にわたる広域での事業展開経験により、地域特性を踏まえた支援手法の開発と実践に取り組んできた。これらの経験で培った専門知見と地域ネットワークを活かし、社会的孤立という新たな課題に対しても、デザインとクリエイティビティを軸とした革新的な支援モデルの構築を目指している。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	758/800字
当団体は、九州地域における多様な主体との連携とマッチング、伴走支援において豊富な実績を有している。観光庁事業での筑紫野市プロジェクトでは、金融機関（西日本シティ銀行）、交通事業者（西日本鉄道、つくしの交通）、観光団体（筑紫野市観光協会）という異業種間の連携をコーディネートし、それぞれの強みを活かした統合的な事業展開を実現した。この過程で、各ステークホルダーの利害調整、役割分担の明確化、効果的な協働体制の構築に関するノウハウを蓄積している。 デザイン経営による地場産業革命事業では、九州各県の食関連事業者に対する包括的な伴走支援を実施した。単なる資金提供にとどまらず、デザイン思考ワークショップの開催、商品開発プロセスの指導、マーケティング戦略の策定支援、販路開拓のためのマッチング機会の創出など、事業者の成長段階に応じたきめ細かな支援を提供した。この経験により、支援対象者のニーズを的確に把握し、個別の状況に応じたオーダーメイド型支援の提供手法を確立している。 また、デザインアーカイブスの構築を行ったが、その中で、技術者・研究者・職人・行政担当者など多様な専門家との協働により、持続可能なシステム開発を実現した。 これらの事業を通じて当団体が培った地域ネットワークは、九州7県の行政機関、商工会議所、教育機関、NPO、企業など広範囲に及んでいる。特に、地域の隠れた資源や課題を発見し、適切な支援策を設計・実施するための調査研究手法と、多様な主体を巻き込んだ協働プロジェクトの企画・運営能力を有している。社会的孤立という複合的課題に対しても、これまでの経験で培った多機関連携のコーディネート能力と、デザイン思考による課題解決アプローチを活用し、革新的かつ実効性の高い支援モデルの開発と実装を目指している。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体			
(2)実行団体のイメージ	九州・山口地域で孤独・孤立者支援に継続的に取り組むNPO等で、訪問型支援の実施能力と地域ネットワークを有する団体。理美容・生活支援・心理ケア・就労支援等の専門性を持ち、多機関連携による包括的支援を展開できる組織体制を備えている。事業継続意欲が高く、助成終了後のソーシャルビジネス化に向けた取組に積極的で、地域に根ざした実績豊富な活動歴を持つ信頼性の高い団体を想定している。			187/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1団体あたり25,500千円（3年間合計）を予定している。この金額は、各団体が延べ500件程度の訪問支援を実施し、約100名の孤立者に継続的な支援を提供するために必要な人件費、交通費、消耗品費、研修費、設備費等を詳細に積算したものである。各団体の事業規模や地域特性、専門性、実施体制に応じて、一定の合理的範囲での調整を行う可能性がある。			169/200字
(4)案件発掘の工夫	九州・山口地域の既存ネットワーク（社会福祉協議会、NPO支援センター、大学等）を戦略的に活用した効果的情報発信を行う。また、自治体の福祉担当部署や地域包括支援センター等にも積極的に協力を求め、潜在的な候補団体の発掘を図る。個別相談会を複数回開催し、応募を検討している団体への丁寧な支援も行い、質の高い提案を促進する予定である。			164/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等

実施体制：総勢9名による効率的運営
マネジメント体制：事業統括責任者1名（全体進捗管理・意思決定）
経理体制：経理担当1名（団体経理3年経験、簿記2級取得者）
PO体制：PO-A1名（地域連携担当、兼務30%）、PO-B1名（事業運営担当、兼務30%）、PO-C1名（評価・研修担当、兼務30%）
評価体制：外部評価委員3名（社会的事業専門家、評価専門家、当事者・家族代表）
その他：広報担当1名（兼務）
3名のPO兼務体制により専門性を確保しつつコストを最適化し、基本財産からの自己資金活用による安定的運営体制を構築している。

(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定

※資金分配団体用

人数		内訳			他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
3	名	新規採用人数 (予定も含む)	3	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	0	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	

(3)ガバナンス・コンプライアンス体制

当団体理事会の監督下で事業運営を行い、外部有識者を含む評価委員会を設置してプロジェクトの客観性・透明性を確保する。内部規程に基づく会計管理・契約手続きを徹底し、リスク管理ガイドラインに沿って事業を実施する。定期的に第三者監査（公認会計士による年次監査）を受け、ガバナンス強化に努める。不正防止体制も整備し、内部通報制度も運用している。

(4)コンソーシアム利用有無

なし

270/300字

168/200字

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2025年10月1日 ～ 2029年3月31日		
資金分配団体	事業名	つながり再生プロジェクト ～孤立ゼロの九州・山口へ～		
	団体名	一般社団法人福岡デザインアクション		

	助成金
事業費	88,982,415
実行団体への助成	76,500,000
管理的経費	12,482,415
プログラムオフィサー関連経費	23,472,000
評価関連経費	8,274,120
資金分配団体用	4,449,120
実行団体用	3,825,000
合計	120,728,535

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	1,778,667	29,076,166	29,092,666	29,034,916	88,982,415
実行団体への助成	0	25,500,000	25,500,000	25,500,000	76,500,000
－					
管理的経費	1,778,667	3,576,166	3,592,666	3,534,916	12,482,415

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,396,000	6,709,000	6,729,000	6,638,000	23,472,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,500,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	17,500,000
その他経費	896,000	1,709,000	1,729,000	1,638,000	5,972,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,512,600	2,512,600	3,248,920	8,274,120
資金分配団体用	0	1,237,600	1,237,600	1,973,920	4,449,120
実行団体用	0	1,275,000	1,275,000	1,275,000	3,825,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	5,174,667	38,297,766	38,334,266	38,921,836	120,728,535

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	20,800,000	81.1%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度	8,000,000	現在の自己資金	A:確定済	既存積立金・運用益
2025年度	3,000,000	現在の自己資金	D:計画段階	金融機関借入、事業開始資金・初期運転資金
2026年度	4,000,000	借入	D:計画段階	追加借入、事業拡大
2026年度	2,800,000	クラウドファンディング	D:計画段階	一般支援募集、広報活動・地域連携強化
2027年度	3,000,000	借入	D:計画段階	最終借入、事業完成・継続体制構築

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格		団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			一般社団法人福岡デザインアクション	
郵便番号			810-0073	
都道府県			福岡県	
市区町村			福岡市	
番地等			中央区舞鶴3-1-30 祐徳ビル 2 号館3F	
電話番号			092-711-1262	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://fuda-japan.org/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	—	
			—	
			—	
設立年月日			2012/10/17	
法人格取得年月日			2012/10/17	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カネコシンゾウ
	氏名	金子眞三
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	—
	氏名	—
	役職	—

(3)役員

役員数 [人]	14
理事・取締役数 [人]	13
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	12
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	8
有給 [人]	8
無給 [人]	0
事務局体制の備考	—

(5)会員

団体会員数 [団体数]	11
団体正会員 [団体数]	10
団体その他会員 [団体数]	1
個人会員・ボランティア数	24
ボランティア人数(前年度実績) [人]	10
個人正会員 [人]	12
個人その他会員 [人]	2

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	—

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	・二日市温泉誘客コンテンツの地域プロモーション事業 ・タクシーを活用した地域の域内交通整備事業 ・バスを活用した都市圏と観光地との新規アクセス整備事業 ・宿泊施設の高付加価値化改修事業

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	助成(定額100%補助事業)を活用し、九州の伝統工芸品生産者とともに大阪、京都、名古屋、ジャカルタ、香港、台湾での催事、商談会を行い、九州の伝統工芸品の販路開拓支援を行った。

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	つながり再生プロジェクト ～孤立ゼロの九州・山口へ～
団体名:	一般社団法人福岡デザインアクション
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第3章 第15条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章 第16条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第3章 第12条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章 第16条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第3章 第18条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第3章 第18条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第3章 第21条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第4章 第23条 4	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第34条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第5章 第34条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第5章 第34条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章 第35条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第5章 第34条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第4章 第24条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第4章 第25条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	無し	第4章 第28条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	無し	第4章 第28条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	会則	第6章 第27条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-1
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-2
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-3
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-4
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第1条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	会則	第6章 第29条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	会則	第6章 第30条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規定	第3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規定	第3条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規定	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報者の取扱いに関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報者の取扱いに関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	組織規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	組織規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	組織規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	組織規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第3条、第4条、第5条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第6条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第1条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第12条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条、第11条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第11条、第13条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第20条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第35条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第36条